								令和元年度		令和2年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	の評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
				保健福祉審議会の運	保健福祉審議会の運営では「令和2年度に 策定を行う各計画の概要及び策定スケジュールについて」を 議題として開催し、保	妥当性	А	保健福祉審議会は市民参加条例、四街道市保健福祉 審議会条例により、また、避難行動要支援者避難支援 体制整備事業は災害対策基本法により実施する必要が あります。		保健福祉に対する需要は年々増加していることから、効率性に注視しつも外部委員や
1	福祉施策推進事業	社会福祉課 (福祉政策課)	各種福祉施策の適正 な運営により市民福 祉が充実している。	営、福祉有償運送運営協議会の運営、福祉有償運営、運営協議会の運営者に関する事務、若者育成支援に関する事務、石・関する事務等を行う。	健福祉行政の総合的かつ計画とができました。 難難行動体制整備事会 の区・自治会説明会	有効性	А	福祉施策の推進において外部委員、市民の意見を取り 入れることができることから有効です。	現行どおり	公募市民の意見を取り入れることができる 審議会等を効果的に 開催します。また、避 難行動要を備事業の 利用者を増加させるた
				争務寺で1〕フ。	を開催するとともに、 市政だよりに市民向 けの広報を掲載する ことにより、防災意識 の向上を促進するこ とができました。	効率性	А	審議会等会議においては複数の議題をまとめて開催する等、工夫して実施しています。		利用名を増加させるだめ、区・自治を、市民め、区・自治を発活動を行います。
					市内3法人の運営管	妥当性	А	社会福祉法第56条第1項の規定により実施しています。		
2	社会福祉法人指導監査事業	社会福祉課 (福祉政策課)	社会福祉法人の運営が適正かつ円滑に行われている。	市が所管する社会福祉法人に対し、指導監査を実施し、監査結果を通知する。	理及び会計状況について、指導監査を行うことで、社会福祉法人の適正な運営を監督することができまし	有効性	А	社会福祉法人の適切な運営のために有効です。	現行どおり	市が所管する社会福祉法人に対し、指導監査を実施し、社会福祉法人の適正な運営を監督します。
					<i>t</i> -。	効率性	Α	社会福祉法、国の審査基準等に基づき実施しており、改善の余地はありません。		
					高齢者や福祉団体に対して、生きがいづく	妥当性	А	地域福祉施設に関しては、地方自治法第244条、第244 条の2の規定により実施しています。		引き続き、高齢者や福
3	地域福祉施設管 理運営事業	社会福祉課 (福祉政策課)	高齢者や福祉団体が、生きがいづくりや地域福祉活動を行っている。	地域福祉施設の管理 運営を行うとともに、 新たな地域福祉施設 を検討する。	りや地域福祉活動を 行う拠点を提供でき ました。 中央公園屋根付多目 的運動場の事務移管 については、引き続き	有効性	А	高齢者や福祉団体の生きがいづくりや地域福祉活動の 形成に寄与しています。	一部改善	祉団体の活動拠点の整備・運営を行います。 また、中央公園屋根付 多目的運動場の事務 移管について準備を
					準備を進めます。	効率性	В	中央公園屋根付多目的運動場の管理運営について、 事務の効率化の観点から公園所管課への移管を引き 続き検討しています。		進めます。

								令和元年度	4	<b>介和2年度</b>
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業0	D評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
						妥当性	А	地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。		
4	保養センター管 理運営事業	社会福祉課 (福祉政策課)	市民が保健向上とレクリエーション活動の 健全な育成を図って いる。	保健向上とレクリエーション活動の健全な育成を図るための施設である保養センターの管理運営を指定管理者制度により行う。	市民に対して、保健 向上とレクリエーショ ン活動の健全な育成 を図る場を提供でき ました。	有効性	А	利用者については増加傾向にあり、市民の保健向上と レクリエーション活動の健全な育成に寄与しています。	現行どおり	指定管理者により、今 後も引き続き利用者の ニーズに応えられるよ うサービスの提供を 行っていきます。
						効率性	А	指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実 施しています。		
						妥当性	А	高齢者の増加に伴い、市として地域の団体等が行う高齢者の生きがいづくり、社会参加の場に対する支援は継続して実施する必要があります。		
5	シニア憩いの里 運営支援事業		地域の高齢者が生き がいづくりや集いの 場として活用してい る。	シニア憩いの里の運営に対し補助金を支出して支援事務を行う。	地域の高齢者が生き がいづくりや集いの 場として活用できる拠 点の運営に対して、 支援を行うことができ ました。	有効性	A	高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進につながっています。	現行どおり	引き続き高齢者の生きがいづくりを目的とした施設の設置運営を 補助していきます。
						効率性	A	総合福祉センター等の公共施設の活用による「場の提供」には限界があり、安定的な場の提供が困難であることを考えると、補助金による運営費の補助は効率的であると考えます。		
						妥当性	Α	地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施して います。		
6	総合福祉セン ター管理運営事 業	社会福祉課 (福祉政策課)	市民が利用できる公 の施設を運営するこ とにより、市民が、市 民福祉向上のための 活動を行う。	市民福祉の向上を図るための施設である総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理により行う。	市民に対して、市民 福祉向上のための活 動拠点を提供できま した。	有効性	А	5万人以上の市民が利用している状況であり、福祉活動の拠点として有効だと考えます。	現行どおり	引き続き利用者の ニーズに応えられるよう、総合福祉センター の施設管理、運営を指 定管理も制度により 行います。
						効率性	А	指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実 施しています。		

								令和元年度	4	<b>介和2年度</b>
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	D評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
						妥当性	A	地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。		
7	南部総合福祉センター管理運営 事業	社会福祉課 (福祉政策課)	市民が利用できる公 の施設を運営するこ とにより、市民が、市 民福祉向上のための 活動を行う。	市民福祉の向上を図るための施設である 南部総合福祉セン ターの施設管理、運 営を指定管理により 行う。	市民に対して、市民 福祉向上のための活 動拠点を提供できま した。	有効性	А	10万人以上の市民が利用している状況であり、ふれあい活動の拠点として有効であると考えます。	現行どおり	引き続き利用者の ニーズに応えられるよう、南部総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理者制度に より行います。
						効率性	А	指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。また、ふれあいセンターにおける受益者 負担を導入しています。		
				市が設置している福		妥当性	A	社会福祉法第82条の規定により実施しています。		
8	福祉施設苦情相談員設置事業	社会福祉課 (福祉政策課)	相談員を設置することで、施設利用者が施設に対する苦情を相談できる体制を提供する。	祉施設に関する苦情を解決するための苦情相談員を委嘱している(対象施設:中央・ 千代田保育所、くれよ	施設利用者が施設に 対する苦情を相談で きる体制を提供でき ました。	有効性	A	利用者からの苦情の相談を受けることにより、より良い施設運営につながります。	現行どおり	引き続き、市が設置している福祉施設に関する苦情を解決するための相談員を設置します。
				(A) 。		効率性	A	委員に対しては、報酬の支払いはなく費用弁償のみで あることから、最低限の費用で実施しています。		
			民生委員・児童委員		民生委員・児童委員が地域で活動しやすいよう、研修や情報 交換を随時行い、活	妥当性	A	民生委員法第17条に基づき実施しています。		民生委員・児童委員が
9	民生委員事業	社会福祉課 (福祉政策課)	及び民生委員・児童 委員協議会は活動費 等の財源が得られる 事により、民生委員 活動を活発化する事	民生委員・児童委員 の推薦及び活動支 援、民生委員・児童委 員協議会の運営を支 援するための補助を 行う。	一斉改選の年にあた ることから、民生委員 推薦準備会及び民生	有効性	А	地域住民の立場にたって地域の福祉を担う民生委員の活動支援は、福祉のまちづくり推進に寄与しています。 今後は、高齢者人口の増加により見守り対象者が増えるなど、内容や水準等の増強が必要となる可能性があります。	現行どおり	地域で活動しやすいよう、研修や情報交換を 随時行います。 また、欠員が生じた地域については、欠員補充に向けて一層の支
			ができる。		委員推薦会を開催し、新たに132名の民生委員・児童委員が委嘱されました。	効率性	Α	高齢化する当市において民生委員の活動環境をサポートするためには、財政的な支援を引き続き行う必要があります。定数は人口規模に応じて県条例で定められていますが、最低限の人員で行っています。		援を行います。

								令和元年度	4	令和2年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業0	D評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
						妥当性	A	日本赤十字社法等に基づき実施しています。		
10	日本赤十字事業	社会福祉課 (福祉政策課)	各種実施事業を支援 し、赤十字活動が円 滑に運営されてい る。	社資募集・災害救援・ 災害時募金・献血推 進実施・奉・救急法する 年の普及活動に関する 事務などを行う。	日本赤十字社の事業 を滞りなく進め、地区 内の理解と多大な協 力を得ることができま した。	有効性	А	四街道市赤十字奉仕団の活動や献血など、地域福祉 の推進に大きく寄与しています。	現行どおり	引き続き赤十字活動 の啓発を進め、事業の 支援を行います。
						効率性	Α	事業費は全て日赤から交付されています。地区補助金は通常、地区からの社資の割合で決定しているため、社資が減少傾向にある現在、全体経費も減少傾向にありますが、限られた予算内で実施しています。		
				佐倉地区保護司会の 意見を聴取し、保護司 意見を聴取主 保護観 察所長に内申する 務、佐倉地区保護司	保護司会・更生保護 女性会の円滑な運営	妥当性	Α	再犯防止推進法第24条に規定されています。また、保護司会は、保護司法第17条に規定されています。更生保護女性会は、犯罪者・非行少年の更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体です。市としては両団体の活動を支援する必要があると考えます。		再犯防止の推進に向
11	更生保護事業	社会福祉課 (福祉政策課)	保護司活動の円滑な 運営、更生保護女性 会の円滑な運営、犯 罪の無い明るい社会 づくりが行われる。	会への助成金支出及 び保護司法に基づく 職務遂行のための支 援事務、更生保護女 性会運営支援事務、	のための支援、社会を明るくする運動強調 月間における啓発活動などを行いました。 保護司候補者を2名内申し1名が委	有効性	А	保護司・更生保護女性会とも犯罪者の更生や、犯罪予防の啓発活動を行っており、その活動支援は再犯防止の推進と、犯罪のない明るい社会作りの一助となっています。	現行どおり	け、引き続き保護司 会・更生保護女性会が 円滑な運営を行い、よ り良い活動ができるよ う支援していきます。
				講演と映画の集いの 開催・市内広報巡回 及び啓発物品の配布 などを行う。	嘱されました。	効率性	Α	保護司会には財政的支援を行っていますが、更生保護 女性会については市から財政的支援をしておらず、保 護司会外からの支援で運営されています。		
					シニアクラブ連合会	妥当性	Α	老人福祉法第13条の規定により実施しています。		
12	シニアクラブ支援事業	社会福祉課 (福祉政策課)	シニアクラブ連合会 及び単位シニアクラ ブの活動が活性化し ている。	シニアクラブ連合会及 び単位シニアクラブに 対する補助金支出事 務・各種実施事業事 援事務・運指導事 務を行う。	及び単位シニアクラ ブの活動を支援する ことにより、高齢者の 社会参加、健康維 持、生きがいづくりを	有効性	Α	高齢化が進む中、高齢者が生きがいを持って生活できるよう自主的に活動し、社会的な役割を果たしているシニアクラブに対して補助金を交付し活動に係る経済的支援を行うことにより、安定的な運営や活動の活性化に寄与しています。	現行どおり	引き続きシニアクラブ 連合会及び単位シニ アクラブが活発に活動 し、高齢者の生きがい づくりにつながるよう支 援していきます。
					推進しました。	効率性	Α	国・県からも補助金の交付があり、市が間接的に交付しています。シニアクラブは事業の企画・立案等について自立して活動することができることから、補助金を交付することで支援を行っている現在の方法は効率的です。		

								令和元年度	4	令和2年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	の評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
				高齢者の臨時的・短	シルバー人材セン	妥当性	А	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条において、定年退職者等の職業生活の充実に資するため、臨時的かつ短期的な就業を希望する者について、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成することに努める旨、規定されていることから実施しています。		受託事業の増加はし
13	シルバー人材セ ンター支援事業	社会福祉課 (福祉政策課)		期的就業機会の確保・提供を行っているシルバー人材センターに対し、補助金を交付し、その組織及び活動を支援する。	ターに対して運営費 の一部を補助したこと により、安定した運営 を支援し、助すること ができました。	有効性	А	就労機会の確保のみならず、高齢者の生きがいづくり、 健康づくり、地域とのコミュニケーションの強化につな がっており、今後も引き続き支援していく必要があると考 えます。	現行どおり	ているものの、自主財源の確保も依然として 十分な状況には至ら ないため、今後も引き 続き、現行どおり支援 していきます。
						効率性	А	受託事業の増加に伴い、補助金交付額も年々減少傾向 にあります。		
				人権擁護委員と連携 し、各種人権啓発活	相談事業の実施によ	妥当性	А	人権擁護委員法・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律によって活動しています。各法務局管内の市町村から選出している人権擁護議員が在籍している協議会への負担金拠出により活動支援を行なっています。		
14	人権擁護事業	社会福祉課 (福祉政策課)		動を行います。また、 佐倉人権擁護委員協 議会等に負担金を支 出することにより、 対を超るたた人権啓 の推進に取り組んで	り、相談者の問題解 決の一助となりました。また、各種啓発事業の実施により、人る ことができました。	有効性	А	市民ニーズが高まる中で、相談事業・啓発事業を実施する効果は高く、安心で安全なまちづくりにおける地域福祉としては無くてはならない事業です。	現行どおり	引き続き人権擁護委員と連携し、人権啓発活動を推進していきます。
				の推進に取り組んでいる。	ことができました。	効率性	Α	経費については、佐倉人権擁護委員協議会からの啓発 物品配布など市の負担のない事業実施も取り入れてい ます。		
					社会福祉協議会の運	妥当性	А	社会福祉法第58条において、地方公共団体は条例の 定める手続きに従って、社会福祉法人に対し、補助金を 支出することができる旨、規定されています。		近年の核家族化や少 子高齢化の進行といっ た社会情勢の変化に
15	社会福祉協議会 支援事業		社会福祉協議会が安 定的な財源を確保 し、地域福祉活動を 活性化する。	地域福祉推進のため、社会福祉協議会へ補助金を交付する。	営を支援したことにより、地域に密着し福祉サービスに寄与した社会福祉・地域福祉を充実させることがで	有効性	А	社会福祉協議会が行う事業を支援することは、地域福祉のまちづくりを推進するために有効な手段だと考えます。	現行どおり	より、社会福祉協議会 が行う地域福祉の需 要は増加しています が、会費収入が横ば いで推移している状況
					きました。	効率性	А	社会福祉協議会の活動環境をサポートするためには、 財政的な支援を引き続き行う必要があると考えます。		から、今後も引き続き現行どおり支援していきます。

								令和元年度	4	<b>介和2年度</b>
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	D評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
				57.4. C 0.0#.1 ± 2fr	57.0.0.4.0% 0.4.7	妥当性	А	多年にわたり社会の発展向上に寄与された高齢者に対して長寿を褒賞し、市民の敬老精神を高めることにより、高齢者福祉の向上を図ることを目的として長寿者褒賞規則に基づき実施しており、必要性が高いです。		引き続き、記念品の購入事務、祝い状の作
16	長寿者褒賞事業	社会福祉課 (福祉政策課)	長年社会に貢献した 長寿者へ敬意を示す ことで、高齢者の生き がいづくりにつながっ ている。	記念品の購入事務、 祝い状の作成事務、 100歳・95歳・90歳の 100歳・95歳・90歳の 著への褒賞事務など を行う。	記念品を贈呈することで、長年社会に貢献した長寿者へ敬意を示し、高齢者の生きがいづくりにつなげることができました。	有効性	Α	長寿者へ敬意を示すことで高齢者の生きがいづくりにつ ながっていると考えます。	一部改善	成事務、100歳の誕生 日を迎えた高齢者へ の褒賞事務などを行 います。(令和2年度よ り90歳対象者の表彰 及び95歳対象者の表
						効率性	В	社会福祉協議会の実施する「地域見守り事業」と併せた一体的な事業として、対象者の見直しを行います。		彰と記念品贈呈は廃 止します。)
					戦没者追悼式を実施	妥当性	A	特別 中慰金等の事務は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき実施しています。また、戦没者を追悼し、恒久平和を祈念するため、戦没者追悼式は引き続き実施する必要があります。		隔年で挙行している戦 没者追悼式について、 令和2年度は事業を 実施しません。 遺族会活動の支援と
17	戦傷病者戦没者 遺族等援護事業		戦傷病者戦没者遺族 の援護及び恒久平和 を祈念する意識が醸 成されている。		するとともに、遺族会 の活動支援などによ り、遺族の援護及び 恒久平和を祈念する 意識を醸成すること	有効性	A	遺族の高齢化などにより、遺族会の会員は減少傾向にあり、それに伴い戦没者追悼式への参列者も減少していますが、若い世代へと戦争の悲惨さを語り継ぐために、市で継続的に行っている唯一の事業であると言えます。	現行どおり	用慰金等の事務については引き続き行っていきます。 また、遺族の高齢化などにより、遺族会の会
					ができました。	効率性	А	この事業の主なものである戦没者追悼式については、 新たに大きな経費が発生することは考えにくく、内容を 精査して実施しています。		員は減少傾向にある ため、広報での周知を する等して遺族会の会 員増強を行っていきま す。
			生活保護の要否を判			妥当性	A	生活保護法第19条第1項において「都道府県、市町村が保護を決定し、かつ実施しなければならない。」旨規定しています。		生活保護法に基づき、
18	生活保護給付事 業	社会福祉課 (生活支援課)	要する人の最低限度の生活が保障できる	生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図るため、生活困窮者に対し必要な保護を行う。	生活保護を必要とする人に生活を保障するとともに、自立に向けた取り組みを実施し、生活向上を図ることができました。	有効性	А	被保護者の個別の状況に応じた自立助長策として、当市独自に策定した個別支援プログラムに基づき支援を行っています。	現行どおり	最低限度の生活を保 障するするとともに、 自立の助長を図るた め、生活困窮者に対し 必要な保護を行いま
			<b>వ</b> .			効率性	А	生活保護法令及び要領等により、適正に実施していま す。		す。

								令和元年度	4	令和2年度	
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	D評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針	
			調査・実施などに要	生活保護法第29条調 査の実施等における	生活保護法に基づく 各種調査を実施し、	妥当性	Α	市から県へデータや資料の提供を行うことにより、国・県・市の生活保護状況資料の基になり、生活保護業務を行うことに、必要な予算等の資料として活用することができるとともに、生活保護法に基づく調査の実施及び医療扶助の適正実施を行うことができるため、継続する必要があります。		生活保護法に基づく、 調査の実施等における事務費の支出を行 します。また、頻回・重	
19	生活保護給付事 務事業	社会福祉課 (生活支援課)	する経費の支払など の事務を行うとともに 医療扶助相談・指導 員や医療事務管理士 を配置し、反策を行う の適正と対策等者の ことにより保護者の	に、レセプト再審査等 により、医療扶助費を	い、不正受給を防止することができました。また、レセプト点検や医療扶助相談・	有効性	А	類回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査 等により、医療扶助費を削減し、生活保護費の適正な 支出を行うことができます。	現行どおり	複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、生活保護費の適正な支出を行います。さらに、生活保護受給者への健	
			削減が図れる。	削減し、生冶味設員 の適正な支出を行う。		効率性	Α	面接相談員や就労支援員の配置により、効果的な相談 業務の実施並びにケースワーカー活動を充実させるこ とができます。		康管理支援を行うため、医療レセプト等の データについて、収 集、分析を行います。	
			行旅病人に対し医療 給付などによる救護		۲-4-T-4   T-1/6-	妥当性	Α	行旅病人及行旅死亡人取扱法第2条及び第7条、千葉 県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行規則、墓地、埋葬 等に関する法律第9条により実施しています。		引き続き、行旅病人に	
20	行旅死亡人等墓 埋事業	社会福祉課 (生活支援課)		諸規定で定められて いる処理により、かか る費用を給付する。	行旅死亡人及び身元 引受人のいない遺体 を引き取り埋火葬等 を行うことで、公衆衛 生、社会秩序が保た れました。	有効性	Α	行旅病人に対して医療給付などによる救護を行うこと、 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋 火葬などを行うことで、公衆衛生、社会秩序が保持され ています。	現行どおり	対し、医療給付などに よる救護を行うこと、行 旅死亡人及び身元引 受人のいない遺体を 引き取り埋火葬などを 行います。	
			る。 る。			効率性	A	法令の定めに基づき事業を継続し、事業の性格上速やかな対応が要求されることから、合理的かつ適正な事業を実施しています。		110.93.	
			現に経済的に困窮	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困	生活保護に至る前の段階の自立支援策の	妥当性	A	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する 自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立の促 進を図るものであり、今後も継続して実施する必要があ ります。		生活困窮者に対し、自	
21	生活困窮者自立 支援事業 (生活支援課) に対して に対して は対して ですること	し、最低限度の生活 を維持することができ なくなる恐れがある人 に対して、自立に向 けた取り組みを実施 することで、生活が向	住居確保給付金事 業、就労準備支援事 業、家計改善支援事 業を行い、生活困窮	強化を図り、生活困 窮者に自立相談支援 事業の実施、住居確 保給付金の支給その 他の支援を行い生活	有効性	А	生活困窮者に自立相談支援事業の実施、住居確保給 付金の支給等の支援を行うことにより、早期自立の支援 を行っています。	現行どおり	立相談支援事業の実施、住居確保給付金 事業、就労準備支援 事業、家計相談支援 事業を行い、生活困窮 状態からの早期自立		
		[	(-) 당	上する。	状態からの早期自立 を支援する。	の向上に寄与しました。	効率性	А	生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、国庫負担 金及び国庫補助金の対象となります。		を支援します。

								令和元年度	4	令和2年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	D評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
				措置が必要な高齢者		妥当性	А	法令等の定めの中で行う事業であり、環境上、経済上の理由により、居宅において生活することが困難な人を施設に入所させ、生活の援護をするうえで、必要な事業です。		措置が必要な高齢者
22	老人保護措置事 業	高齢者支援課	情により居宅におい て養護を受けること	措置する。 入所委託先施設を訪 問して、状況把握調	所の養護を人ホーム 等に居宅での生活が 開業な高齢者を入所 措置することにより、 適正な生活の援護を することができまし	有効性	Α	法令等の定めの中で行う事業であり、養護老人ホーム 等に居宅での生活が困難な高齢者を入所措置すること により、適正な生活の援護をすることができました。	現行どおり	に対し、老人ホーム入 所判定委員会により、 入所判定を行い、入所 措置します。 入所委託先施設を訪 問して、状況把握調査
				査を行う。	<i>t</i> -。	効率性	Α	国通知の「老人ホームへの入所措置等の指針について」のとおり実施しており、入所委託先施設を訪問して、 状況把握調査を行うなどして、効率的に事業を実施して います。		を行います。
					高齢者の生活支援事業の実施、サービス	妥当性	А	在宅生活において、支援を必要とする高齢者に対し、継続してサービスを提供することで、在宅生活を維持する ために必要な事業です。		介護保険サービス以 外の在宅福祉サービ ス(緊急通報装置の設 置、介護用品の給付
23	高齢者在宅生活 支援事業	高齢者支援課	在宅福祉サービスを 利用することでひとり 暮らし等高齢者や介 護者が安心して暮ら せる。	介護保険サービス以 外の在宅福祉サービス(緊急通報装置の 設置、介護用品の給 付等)を提供する。	の提供により、ひとり 暮らし高齢者等の健 康維持、症状の悪化 を防止し、本人及び 介護者の精神的負担 の軽減をすることが	有効性	A	新総合事業(平成29年度)の開始や高齢者見守り協定の充実により、類似・関連しているサービスについては、廃止し、新たに介護予防・生活支援サービスを実施していきます。	現行どおり	等)を提供します。また、新総合事業の開始や高齢者見守り協定の充実により、類似・関連しているサー
					できました。	効率性	Α	新総合事業(平成29年度)の開始や高齢者見守り協定の充実により、類似・関連しているサービスについては、廃止し、新たに介護予防・生活支援サービスを実施していきます。		ビスについては、廃止 し、新たに介護予防・ 生活支援サービスを 実施していきます。
						妥当性	A	介護保険法の規定に基づき、所得に応じた介護保険料 を負担することで、制度の安定的な運営を図るために必 要な事業です。		介護保険料の適正な
24	24 賦課徴収事業 高齢者支援課 による	高齢者支援課	適正な賦課及び徴収 により被保険者が公 平に介護保険料を負 担している。	介護保険料賦課処 理、納入通知書発 送、介護保険料収納 処理、督促・催告、滞 納整理等を行う。	適正な介護保険財政を運営することができました。	有効性	А	被保険者の所得を正確に把握することにより、適正な保 険料の賦課を行っています。また、収納率を向上させる ため、広報、HPで納期内納付の周知・啓発を行うととも に、休日滞納整理等を実施しています。	現行どおり	賦課徴収を行います。 また、収納率の向上を 目指し、広報、HPで納 期内納付の周知・啓発 を行うとともに、休日滞
					効率性	Α	他課との連携を図りながら、計画的に、効果的かつ効率 的に執行しています。また、事務の電算化により、効率 的に事業を実施しています。		納整理等を実施します。	

								令和元年度	4	令和2年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業0	D評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
			要介護・要支援認定	受付業務、資格者証	介護認定審査会の運 営と認定調査事務の 適正な実施により、申	妥当性	A	介護保険法の規定に基づき市が行わなければならない 必要な事業です。		
25	要介護等認定事 務事業	高齢者支援課	申請を提出した市民 が適正な介護認定調 査を受けることができ ており、また、審査会 での判定結果を受理	務、認定調査のため の臨時職員雇用、死 亡・転入・転出・取り下	請者が介護(予防)給付の種類と量を選択するための適切な要介護等認定を行うことができました。また、軽微なシステム	有効性	А	申請者が適正な要介護等認定を受けることにより、状態に応じた介護保険サービスの選択に寄与しています。	現行どおり	介護保険法の規定に 基づき、迅速かつ公平 な認定を実施します。
			している。	査会結果通知、国・県		効率性	А	申請者数の増加に対して、認定調査員、審査会運営要員等の処理能力が不足しつつあり、認定に要する期間が延長してきています。コストの増加傾向を抑えながら適正な認定を担保するために、日常の事務処理を効率的に行っています。		
				要介護(要支援)認定		妥当性	A	要介護・要支援認定を受けた被保険者が受ける必要な 介護サービスに要する費用は介護保険法に基づき給付 しているため必要な事業です。		介護保険の保険者は
26	介護・介護予防 サービス等諸費 給付事業	高齢者支援課	要介護(要支援)認定 を受けた被保険者が 適正な介護給付を受 けている。	を受けた被保険者に対し、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用の7~9割を給	適正な介護保険財政 を運営することができ ました。	有効性	А	要介護・要支援認定を受けた被保険者に対し、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用を適正に給付することで、被保険者や家族の負担が軽減されています。	現行どおり	市町村と決まっており、高齢者が健康でいきいきと暮らしていくために引き続き適正な介護給付事業を実施しま
				付する。		効率性	Α	介護サービス事業者からの請求明細書の審査、支払い 事務を委託することにより、事務の軽減につながり、効 率化をしています。また、必要な事務の電算化により、 効率的に事業を実施しています。		す。 -
				高齢者が個々の介護 予防に取り組めるよう、介護予防の方法に ついて各種教室で普		妥当性	Α	介護保険の地域支援事業に位置づけられた事業で、高齢者が介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態とならないために必要な事業です。		介護予防教室は、認知症予防に焦点をあてた教室として委託で
27	一般介護予防事業	高齢者支援課	高齢者が介護予防に 取り組むことで、要支 援・要介護状態となら ずに、住み慣れた地 域でいきいきと暮らせ る。	防教室については委 託により実施する。住 民主体の通いの場を	介護予防事業の中で、地域で自主的に 介護予防に取り組む 団体の育成を行いま した。	有効性	А	各種教室や介護予防教室は、多くても月1回の実施であり、普及啓発としては効果があっても、自宅で継続実施できる方以外の予防にはなかなかつながらないため、地域で自主的に週1回程度の活動を継続できる場が必要です。	現行どおり	実施し、住民主体の通いの場の充実・継続に向けて週いち貯筋体操の音た、出前講座や各種教室において、フ
				加者や通いの場が継 続的に拡大していくような地域づくりを推進 する。		効率性	А	介護予防の方法を広く普及することに加え、地域で自主 的に活動する団体を増やし、その団体の活動継続を支 援することが必要です。		レイル予防を含む介護 予防についての普及 啓発を行います。

								令和元年度	4	令和2年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	D評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
			高齢者等が、地域包	地域住民の保健・福 祉・医療の向上を包	地域包括支援セン	妥当性	Α	法令等の定めの中で行う事業であり、高齢者等が、専門職に相談し、支援等を受けることで、安心、安全に生活することができようにするために必要な事業です。		地域住民の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援する中核拠
28	地域包括支援センター運営事業	高齢者支援課	括支援センターにおいて専門職に相談し、支援等を受けることで、引き続き住み慣れた地域で安心、安全に生活することが	活的に支援する包括 地域である一を退する である一を選手 である一を選手 大総合相談支援事 業、権利擁護事 包括的・継続的ケアマ	ターの様々な資源を 統合した包括的な支 援(地域包括支援康 行い、心身の健康保 持及び生活安定に寄 与することができまし	有効性	Α	高齢者等の心身の健康及び生活が安定するため、法令 等の定めの中で行う事業であり、さまざまな資源を統合 した包括的な支援を行っています。	現行どおり	にてある地域包括支援センターを運営し、総合相談支援事業、 権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジ メント事業を行いま
			できる。	されず、極初的ゲテスネジメント事業を行う。	<i>†</i> =.	効率性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、地域包括支援センターの運営を業務委託することにより、効率的に事業を実施しています。		す。
			要介護4・5の認定を 受けている方に家族	在宅の要介護認定者 (介護4~介護5)に対 し、介護用品引換券を	介護用品の給付をす	妥当性	A	要介護4·5の認定を受けている方に家族介護用品の給付を行い、また、市長申立て成年後見制度利用に係る費用の助成を行うことで、要介護者が地域で安心して生活できようにするために必要な事業です。		在宅の要介護認定者 (介護4~介護5)に対 し、介護用品引換券を
29	地域支援任意事業	高齢者支援課	介護用品の給付を行い、また、市長申し立て成年後見制度利用に係る費用の助成を行うことで、要介護者	給付する。また高齢者 成年後見制度利用支 援事業として自ら審判 請求ができない、判断 力が十分でない高齢	ることにより、高齢者 を介護している家族 等の身体的、精神 的、経済的な負担が 軽減され、要介護高 齢者の居宅生活が継	有効性	Α	法令等の定めの中で行う事業であり、介護用品の給付をすることにより、介護している家族等の身体的、精神的、経済的な負担が軽減されています。	現行どおり	給付します。また高齢 者成年後見制度利用 支援事業として自ら審 判請求ができない、判 断力が十分でない高
			が地域で安心して生活できている。	者に対する市長の審 判請求及び費用の助 成をする。	続されました。	効率性	A	法令等の定めに基づき、効率的に事業を実施しています。		齢者に対する市長の 審判請求及び費用の 助成をします。
				介護給付適正化シス		妥当性	А	適正な介護保険の給付を行うために必要な事業です。		
30	介護給付等費用 適正化事業	高齢者支援課	介護保険制度の適切 な運営により、介護 給付費が適正に支出 されている。	テムによる不適切な 請求等の抽出、介護 給付費通知による利 用者の自己点検等に より、介護給付費を適	適正な介護保険財政 を運営することができ ました。	有効性	А	介護保険制度の適切な運営により介護給付費が適正に 支出されています。	現行どおり	適正な介護保険の給付を行うため、引き続き介護給付費通知を行います。
				正に支出する。		効率性	Α	介護保険給付適正化システムによる不適切な請求等の 抽出、介護給付費通知による利用者の自己点検によ り、介護給付費の適正化を効率的に行っています。		

								令和元年度	4	令和2年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業0	D評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
				市が委嘱した相談員 が、適宜介護保険施 設を訪問し、サービス	市が委嘱した相談員 が、市内にある施設 に訪問し、サービス利 用者から日常抱えて	妥当性	Α	相談員が利用者の話を傾聴することで、利用者の不安・ 不満が解消されるとともに、事業者の介護サービスの質 の向上を図るために必要な事業です。		
31	介護相談員派遣 事業	高齢者支援課	相談員が利用者から 傾聴することで、サー ビス内容が改善され たり、利用者の不安・ 不満が解消されてい る。	利用者から日常抱え ている疑問や不安を 聴き、サービス提供を 業者との調整を行う橋 渡し役を担う。介護 サービスの質の向上	いる疑問や不安を聴き取りを行い、サービス提供事業者との調	有効性	Α	相談員が施設を訪問し、サービス利用者が日常抱えている疑問や不安を聞き、サービス提供事業者との調整を行う橋渡し役を担うことで、介護サービスの質の向上が期待できます。	現行どおり	介護保険法の地域支援事業の中で事業実施が義務付けられていることから、今後も事業を継続して行います。
				を目指すため、利用 者の苦情やトラブルを 未然に防ぐ。	ドブノルで不然に切ぎ、介護保険サービスの質の向上に資することができました。	効率性	А	介護相談員派遣事業実施要項の規定に基づき、効率 的に事業を推進しています。		
						妥当性	A	介護保険法の規定に基づき実施している必要な事業で す。		
32	第1号被保険者 保険料還付事務	高齢者支援課			適正な介護保険財政 を運営することができ ました。	有効性	Α	介護保険料の還付を適正に処理することで、納付者の 公平な負担が保たれています。	現行どおり	過誤納の把握を速や かに行い、できる限り 短期間に還付処理を 行います。
						効率性	A	事務の電算化により、過誤納となった保険料の還付処 理を効率的に行っています。		
						妥当性	Α	介護保険法の規定に基づき実施している必要な事業で す。		事業者の参入が低調 であるが、介護保険法
33	地域密着型サー ビス事業者指定 等事業	高齢者支援課	指定、変更、廃止等 に関して適正な審査 を受け、決定されて いる。	四街道市民のみを対象とする地域密着型サービス事業者の指定を行う。	看護小規模多機能型 居宅介護事業者を指 定しました。	有効性	А	地域密着型サービス事業者を適正に指定することにより、介護サービス供給量の増加につながります。	現行どおり	等に定められた事務 であり、施設入居待機 者を減少をさせるた め、四街道市民のみを 対象とする地域密着
						効率性	Α	事業者の参入が低調であるが、介護保険法等に定められた事務であり、施設入居待機者を減少させるため、できる限り、四街道市民のみを対象とする地域密着型サービス事業者の指定を行っています。		型サービス事業者の 指定を行います。

								令和元年度	4	令和2年度
番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	事業成果	事業の	D評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
						妥当性	А	社会福祉法人等が補助金交付により支援され、安定した運営をするために必要な事業です。		指定した事業者の希
34	老人福祉施設整 備支援事業	高齢者支援課	社会福祉法人等が補 助金交付により支援 され、安定した運営 が行われている。	指定した事業者の希望により、地域介護・福祉空間整備推進補助金等の補助金を交付する。	該当する事業があり ませんでした。	有効性	А	指定した事業者の希望により、地域介護・福祉空間整備推進補助金等を適正に交付することで、介護保険事業計画に位置付けた老人福祉施設の整備の促進が期待できます。	現行どおり	望により、地域介護・ 福祉空間整備推進補 助金等を交付します。 介護保険事業計画に 位置付けた老人福祉 施設の整備の促進を
						効率性	А	国の交付要綱の基準に基づき、補助金を交付することで、施設等の効率的な整備を行っています。		図ります。
			市担当ケースワーカー、身体障害者相		障害者相談支援事業 所に相談業務を委託 することで、障害に関	妥当性	A	障害者総合支援法第77条により、市の責務で行わなければならない事業であることから、必要な事業です。		相業業務は専門知識 と経験やケースによっ ては資格が必要な場 合もあり、また、携わる 相談員の適応もあるこ
35	障害者相談支援 事業	障害者支援課	談員、知的障害者相 談員や障害者相談支援事業所、地域活動 支援センター I 型の 窓口に対象者が相談 し、適切な助言を受	者相談支援事業所、 地域活動支援セン ター I 型の委託に係る事務、障害者自立 支援協議会の運営に	する多岐にわたる相 談に対応することが できました。 また、障害者に対し 設定されている各種	有効性	Α	障害のある人や家族の相談に、専門知識や資格を有する相談員が対応することにより、適切なサービスが提供されます。	現行どおり	とから、人材として職員を確保し事業を実施するよりも、委託により専門的な活用することで、質の高い相談事業
			けることで心身の負担が軽減している。		減免制度の適用に除し、証明書発行業務を行いました。	効率性	Α	委託により相談窓口の増加及び専門知識や資格を有する相談員の確保がされており、市民サービスの向上及び人件費の軽減に繋がっています。		を実施します。 証明業務については、 広く啓発、周知を図り、 円滑な証明発行を行 います。
				自立支援給付事業と して居宅介護、施設		妥当性	Α	障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから、必要な事業です。		
36	障害者自立支援 給付事業	障害者支援課	することにより地域で	入所支援、自立訓練、就労移行支援等の障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給や、自立支援	自立支援給付事業の 各サービスを、必要と する障害者に適切に 提供し、障害福祉の 向上に寄与しました。	有効性	Α	自立支援給付事業は、日中活動支援や居住支援など、 障害者の生活の場を確保するサービスを提供しており、 安定してサービス提供することで、障害のある人の自立 支援がされています。	現行どおり	この事業は、直接的に障害者の福祉増進に繋がることから、障害者や家族に対し、制度やサービスの内容の周知を行います。
				医療費及び補装具費の支給等を行う。		効率性	Α	実施方法については、国の法律に定められており、必要な事務の電算化により、効率的に実施しています。		

	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和元年度				令和2年度	
番号					事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
	経済支援事業		当や助成金を給付す ることにより、経済的 な負担が軽減されて いる。	三 重度の 原療費助成、精神障 害者通所医療費助 成、手帳取得助成 等、手当助成金の支 給を行う。	重度知的障害者・ねたきり障害者・ねまり時間を表した。 はたきり障いでは、よるよう、支給基準の見直とを行いました。 を行いをの手の当、医療 でするができる。 でするができる。 では、といるができる。 では、といるができる。 では、といるができる。 では、といるが、といるが、といるが、といるが、といるが、といるが、といるが、といるが	妥当性	А	特別障害者手当は、法定受託事務であり、重度知的障害者ねたきり障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成は県の補助対象事業です。その他は市の単独事業ですが、障害者の経済的負担の軽減をするうえで必要な事業です。	現行どおり	引き続き、各事業を円 滑に,実施します。
37						有効性	Α	障害のある人に対する直接的な支援により、障害者の 経済的な負担が軽減されています。		
						効率性	А	事務に必要な電算化は完了しており、また、重度心身障害者医療費助成の現物給付の実施により、事務処理が 軽減されています。		
	地域生活支援事業		障害のある人が障害 福祉サービスを利用 することにより地域で 自立した生活を営ん でいる。	又抜寺にかかる地以	地域生活支援給付費 の支給により、障害 のある人の生活が向 上されました。	妥当性	Α	障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから必要な事業です。	現行どおり	障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた地域生活支援事業を効率的・効果的に実施します。
38						有効性	Α	地域生活支援給付は、外出支援や日中預かりを提供するものであり、安定して提供することにより、障害のある 人の生活が支援されています。		
						効率性	А	国の法律に基づいて実施しています。また、事務処理に 必要な電算化がされています。		
	在宅生活支援事業	障害者支援課	関告行が、依々な関	の支払い、緊急通報 装置の使用料の支 払、障害者通所施設 交通費の助成专援 での生活を受けるを るためのが多者の認 定事務及び支払い事 務を行う。	福祉タクシーの利用 に関し一の利用 に関し一ので費用の助 成を行い、障害者通 所施設交通費の助成 等、障害のある人しま した。 また、年のでできる人しま した。 また、等介護認 定者等でいいできるよ う、対象者の要件の 見直しを行いました。	妥当性	А	障害者通所施設交通費助成などについては、市の単独 事業ですが、障害のある人の支援として必要な事業で す。	_	障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた在宅生活支援事業を効率的・効果的に実施します。
39						有効性	А	在宅の障害者が増加傾向にある中、通所や外出などの 援助を継続して実施することにより、障害のある人の在 宅における生活が向上しています。		
						効率性	Α	事業の実施にあたり、必要最低限の人員で効率的に事業を実施しています。		

	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和元年度				令和2年度	
番号					事業成果	事業の	D評価	具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
40	障害福祉推進事 業	障害者支援課	支援協議会や福祉作	四街道市障害者自立立 支援協議運会、障害者 支援協議運会、障害 支援所体の調達者の 大環の外の 大環の 大環の 大環の 大環の 大環の 大環の 大場の 大場の 大場の 大場の 大場の 大場の 大場の 大場の 大場の 大場	四街道市障害者自立 支援協議会の運営を 円滑に実施したほか、グループホーム の運営費や家賃助成の実施、相談支事 業所や福祉カーの貨	援協議会の運営を 骨に実施したほ グループホーム 運営費や家賃助成 実施、相談支援事	Α	市による障害者自立支援協議会の設置は総合支援法で定められており、またグループホームの運営費及び家賃助成は、県の補助金対象事業となっています。その他、各委託事業や福祉作業所の運営は、障害のある人の支援として必要な事業です。	現行どおり	四街道路等は 四街道路等を 一支援動等を 一支援動等を 一方に 一方に 一方に 一方に 一方に 一方に 一方に 一方に
					付事業など地域のました。 は、現場では、 は、連出した。 福祉では、では、では、では、では、では、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないが、できないが、のから、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	有効性	Α	障害福祉の検討機関である障害者自立支援協議会の 運営や、グルーブホーム運営費や家賃助成等、この事 業を実施することにより、地域の障害福祉の向上に寄 与しています。		
						効率性	Α	専門性が必要な事業は、委託や指定管理等により実施 する等、効率的に事業を実施しています。		
41	精神保健普及啓 発事業	障害者支援課	果 が深まっている。精神 科の専門医に相談で	精通した医師等による講演会を開催する。	講演会については、 開催時期を例年の1 ~2月から10月にずらすなどの対応をしたことで、参加存を上たことが、前ができました(甲成30年度59人、令和元年度73人)。その他、精談会を実施しました。	妥当性	А	精神障害の手帳を所持する方々は、年々増加している 傾向のため、精神障害のある人の関わり方などの知識 を得ることを目的とした講演会や生活にかかる相談会 は、今後も必要な事業です。	一部改善	精神保健に関する講演会の実施効果を上げるため、テー変を複数年かけて実施するなど、工夫をする、関係団体との連携も視野にテーマを決定します。
						有効性	В	講演会のテーマが1回限りの内容であり、アンケートの 感想から一つのテーマで、もっと深く話を聞きたいという 要望もあることから、複数年をかけて講演するテーマを 考えるなど、講演テーマについて検討する必要がありま す。		
						効率性	А	事業の実施にあたり、必要最低限の人員で効率的に事 業を実施しています。		
	障害者基本計画 等推進事業		まための、基本理念 が定まっている。 国の指針に基づき、し各年の際実行が	障害福祉計画を策定 し各年度における検	第4次障害者基本計画に掲げた取り組みに対する各課の進捗内容に関する調査を行いました。	妥当性	А	障害者基本計画は障害者基本法第11条で定められた 事業であり、その中に掲げた取り組みについて、関係各 課に照会し、計画の進捗を管理することは障害福祉の 推進に必要です。	一部改善	第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計 画を策定します。 各課の管理と調査シートの内容 見直しを実施します。
42						有効性	В	各課の取り組む事業によっては、すでに廃止されたもの もあり、実施されている事業の管理をより的確に行う必 要があります。		
						効率性	В	各課への実施事業の照会を行った際、調査シートの記入についての質問が出ることがあるので、記載例を添付したり、調査シートの記入欄等の見直しをするなど、スムーズな調査ができるよう見直す必要があります。		

	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和元年度				令和2年度	
番号					事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の 方向性	事業の展開方針
43	意思疎通支援事業	障害者支援課	能障害のため意思疎 通を図ることに支障 がある障害者のため にコミュニケーション	聴覚、言語・音声機能 聴覚のため意味 を図ることに支障がある障害者のために手 話通訳者であまする。 者を変えまする。 者を扱いて、コギス において、コギス にはいて、コ にはいて、はいて、はいて、はいて、はいて、はいて、はいて、はいて、はいて、はいて、	聴覚、言語・音声機 能障害のため意思疎 通を図ることにつため に手記をしため に手話をしため に手記からい に手になり にもました。 をはました。 を放け を対した。 を対した を対した を対した を対した を対した を対した を対した を対した	妥当性	A	障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから必要な事業です。	現行どおり	本事業は、聴覚、言語・音声機能に下るといる。 ・音声機能を生じない滑いでする。 に行える等を派遣すら、できる。 を変していきます。 を変していきます。 を変していきます。 を変していきます。 を変していきます。 を変していきます。 を変していきます。 を変していきます。 を変していきまするために、引き続きるために、手を必ずる。 また、引き続きるために、手がのです。 また、引き続きるために、手がのです。 を変していまする。
						有効性	А	聴覚、言語・音声機能障害者に手話通訳者が対応する ことにより、意思疎通が円滑に行われています。		
						効率性	Α	聴覚、言語・音声機能障害者に対してのコミュニケーションツールとして手話で対応することで、意思疎通の時間が短縮されました。		
44	児童デイサービ スセンター施設 管理事業	障害者支援課 児童デイサー ビスセンター	安全・清潔な施設利 用ができる。	を行う。	自動ドア保守点検委 託等わろうべの里と 託等わるうべの里と に行うことでコストを抑え、建物の管理業務 を適正に行うことで利 用者に安全・清潔な した。	妥当性	А	児童発達支援を実施するにあたり、、重要な衛生管理 および安全確保などの環境整備のために必要な事業で す。	現行どおり	わろうべの里と施設管 理を一体的に行いま す。
						有効性	Α	施設の安全整備を行うことにより、児童発達支援実施中の怪我や事故を防ぐことができています。衛生・清掃用品等を購入するなどの衛生管理によりハウスダスト等による被害を防ぐことができています。		
						効率性	Α	わろうべの里と施設管理を一体的に行うことで、業務委託のコストを抑え、効率的な施設管理業務を行っています。		
	児童発達支援事 業	援事 障害者支援課 児童デイサー ビスセンター	援課 一 一 一 一 一 る。 ル りの発 し、 基に応じた適切な指 基導・訓練が受けられ 。 応記 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、	心身の発達に支援を 必要とする児童に対 し、日常生活における 基本的な動作の指 導、集団生活への適 応訓練を行うととも に、保護者への指導、 助言を行う。	心身の発達に支援を必要とは発生に支援を必要とは、日童になける基準、集団生活における基準、集団生活である。 は、保護者でいい。 は、保護者でいい。 は、保護者でいい。 は、保護者でいい。 は、保護者でいい。 は、児、2歳児、2歳児、2歳児、のがラムや実後の中午後でする発達のでラウムをの児童で実践でいた。 に応じた。	妥当性	A	心身の発達に支援を要する児童に対して重要である早期療育の場の提供、またその保護者への指導・助言を 地域の中で行っており、必要性の高い事業です。	現行どおり -	心身の発達に重に対して の発達に重に対ける 日常生活にお指 日常生活にの指 導、集練を行う指 適に、 に動きを行うとき導い。 に対して、 に関するのでは、 に関するのでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に
45						有効性	Α	心身の発達に支援を要する児童が、日常生活における 基本的動作や集団生活への適応訓練などの早期療育 を一人ひとりの発達に応じて受けることができ、また保 護者がこどもの成長発達について相談できる場の提供 ができています。		
						効率性	Α	児童福祉法に基づき、児童一人ひとりが平等に、その 発達に応じた適切な指導・訓練をうけられるようクラス編 成やプログラム内容の工夫をしています。		